千葉県八千代市

境 堀 遺 跡

(仮称) 八千代カルチャータウン開発事業関連埋蔵文化財調査報告書IV



2 0 0 5

大成建設株式会社 八千代市遺跡調査会

凡例

- 1. 遺構番号は発掘調査時には、遺構種別ではなく調査地区ごとの通番号を付与した。遺物の注記、図面・写真への記録はこれによった。しかし、本書では一部遺構別に通番号を新たに付与し直した。この遺構番号については、第1章に新旧番号の対照表を掲載したので参照していただきたい。
- 2. 本書の挿図において使用した地図は以下の通りである。いずれも一部改変・合成して使用している。 図1 国土地理院発行 1/25,000地形図 「小林」「佐倉」「白井」「習志野」(平成12年発行) 図2 大成建設株式会社発行 1/4,000 Y.K,プロジェクト 空中写真測量図(昭和63年発行)
- 3. 本書の挿図において、方位の表示のないものについては、公共座標に基づく座標北を上としている。
- 4. 本書の遺構実測図における用例は以下のとおりである。
- (1) 図中及び本文中における方位は、公共座標に基づく座標北を示している。
- (2) 縮尺率は原則として以下のとおりとするが、これ以外のものについては、図中に示したスケールを参照されたい。

住居跡 1/80 掘立柱建物 1/80 土坑 1/50 溝 1/50 炉穴 1/50 その他の遺構 1/80

- (3) 住居跡平面図に使用した一点鎖線は、床の硬化範囲を示している。
- (4) 遺構実測図で使用した破線は、推定復元線を示している。
- (5) 遺構実測中のスクリーントーンの表示は原則として以下のとおりであるが、個々については実測図 脇に表示した凡例を参照されたい。

 火床
 竈
 炔土
 粘土
 柱痕
 貝

- (6) 竈のある住居跡にあっては、長軸と短軸の距離及び方位は、各コーナーから対角線に線を引いた上で住居の中心を出し、その中心の壁間での計測値を出した。また、主軸は煙道にて計測した。
- 5. 本書の遺物実測図における用例は以下のとおりである。
- (1) 縮尺率は原則として以下のとおりであるが、個々については図脇に示したスケールを参照されたい。 土器実測図 1/4 土器拓影図 1/3 土製品 1/3 石器・石製品 2/3 1/2 1/3 1/4 鉄器・鉄製品 1/4 銅製品 1/2 支 脚 1/4

- (2) 遺物実測図中のスクリーントーンの表示は以下のとおりである。
- (3) 墨書・朱書は以下のスクリーントーンで表現した。墨書・朱書は不明瞭な部分が多いため、明瞭な部分はベタ塗りで、不明瞭な部分は20%のトーンをかけて処理した。さらに文字の輪郭がはっきりしている部分は縁取りを行った。なお、推定復原部分は破線で示した。

墨書墨書(不明瞭部分)朱書(不明瞭部分)

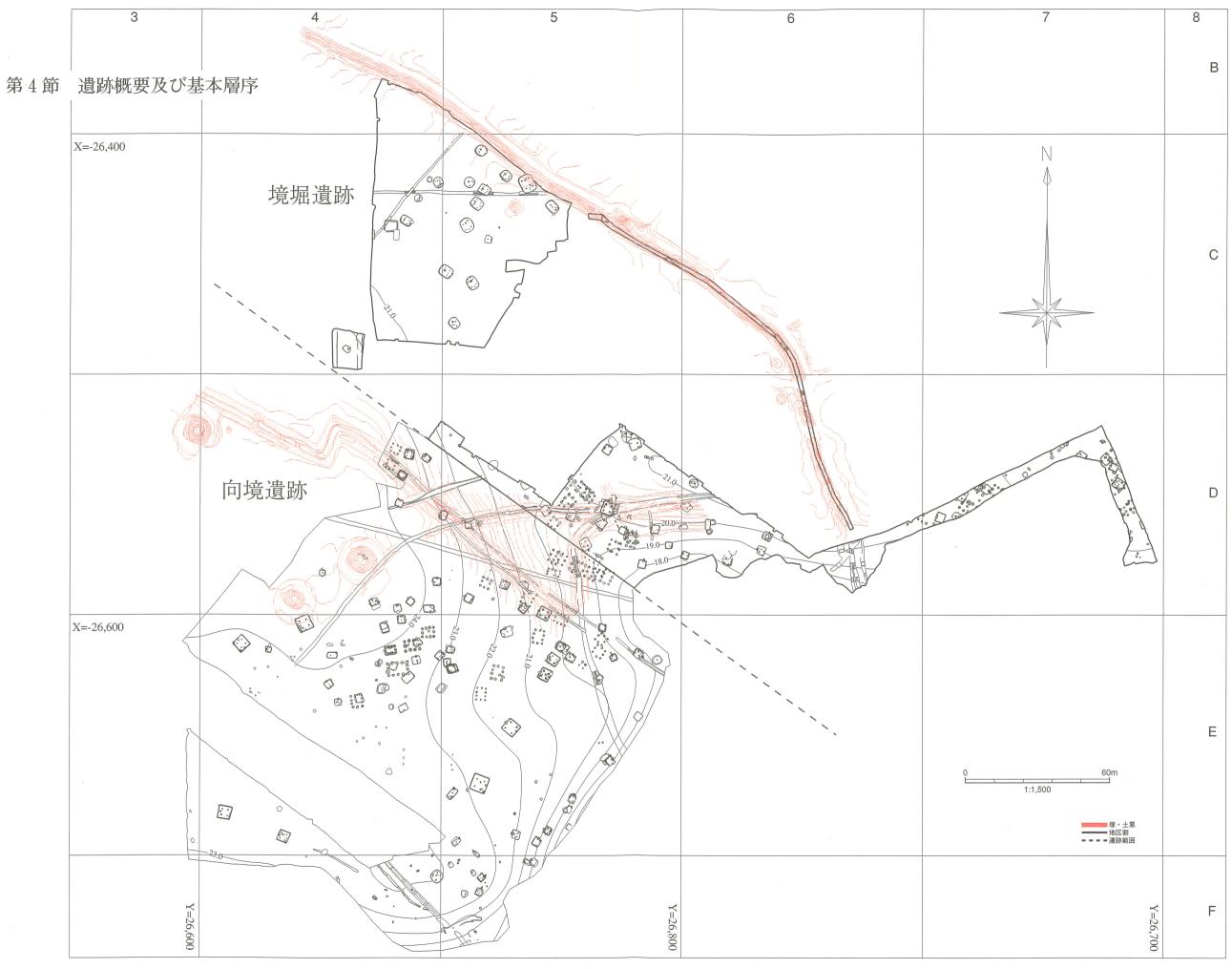


図1-4-1 境堀遺跡遺構配置図

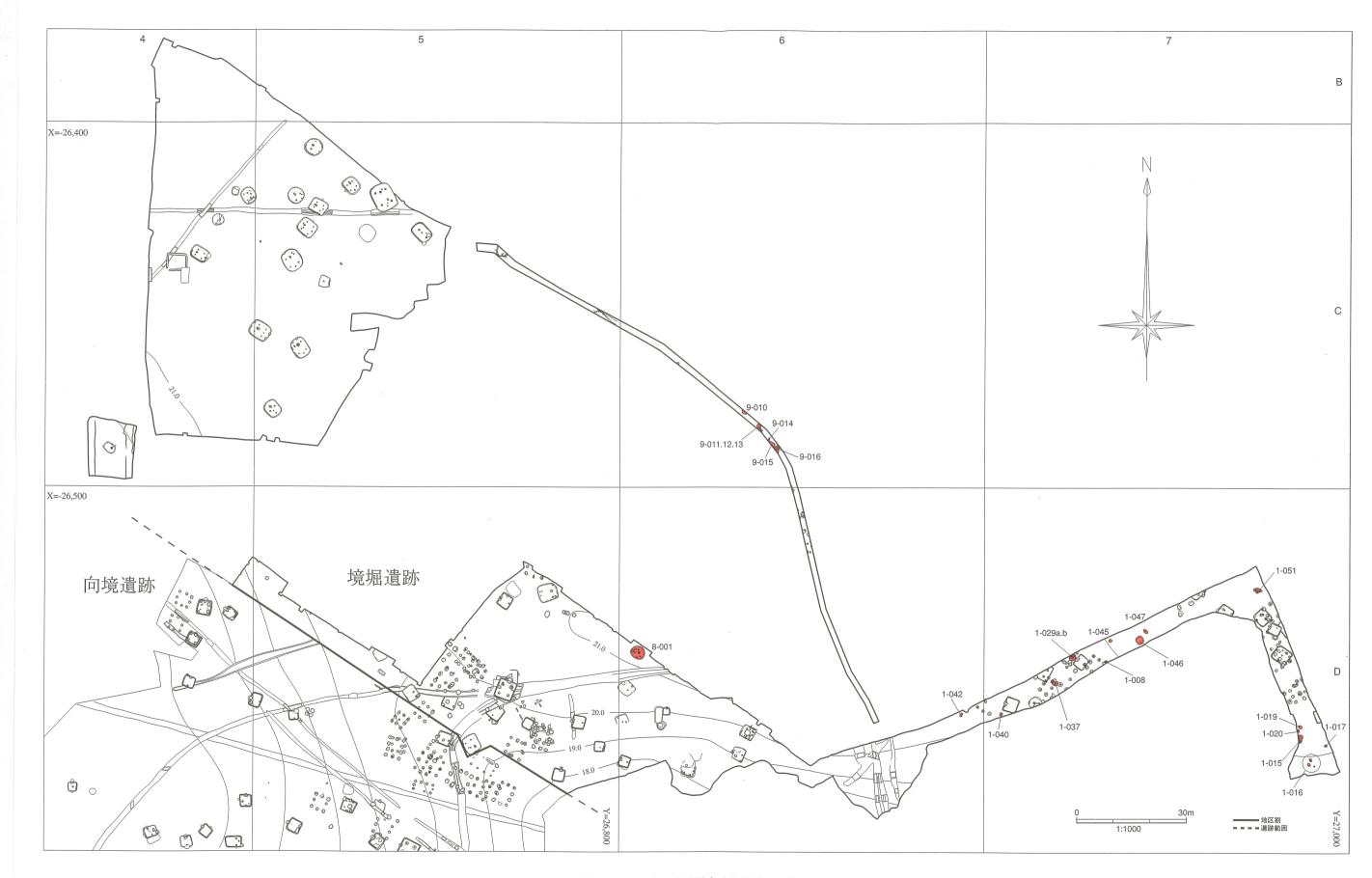


図2-1-1 境堀遺跡縄文時代遺構配置図

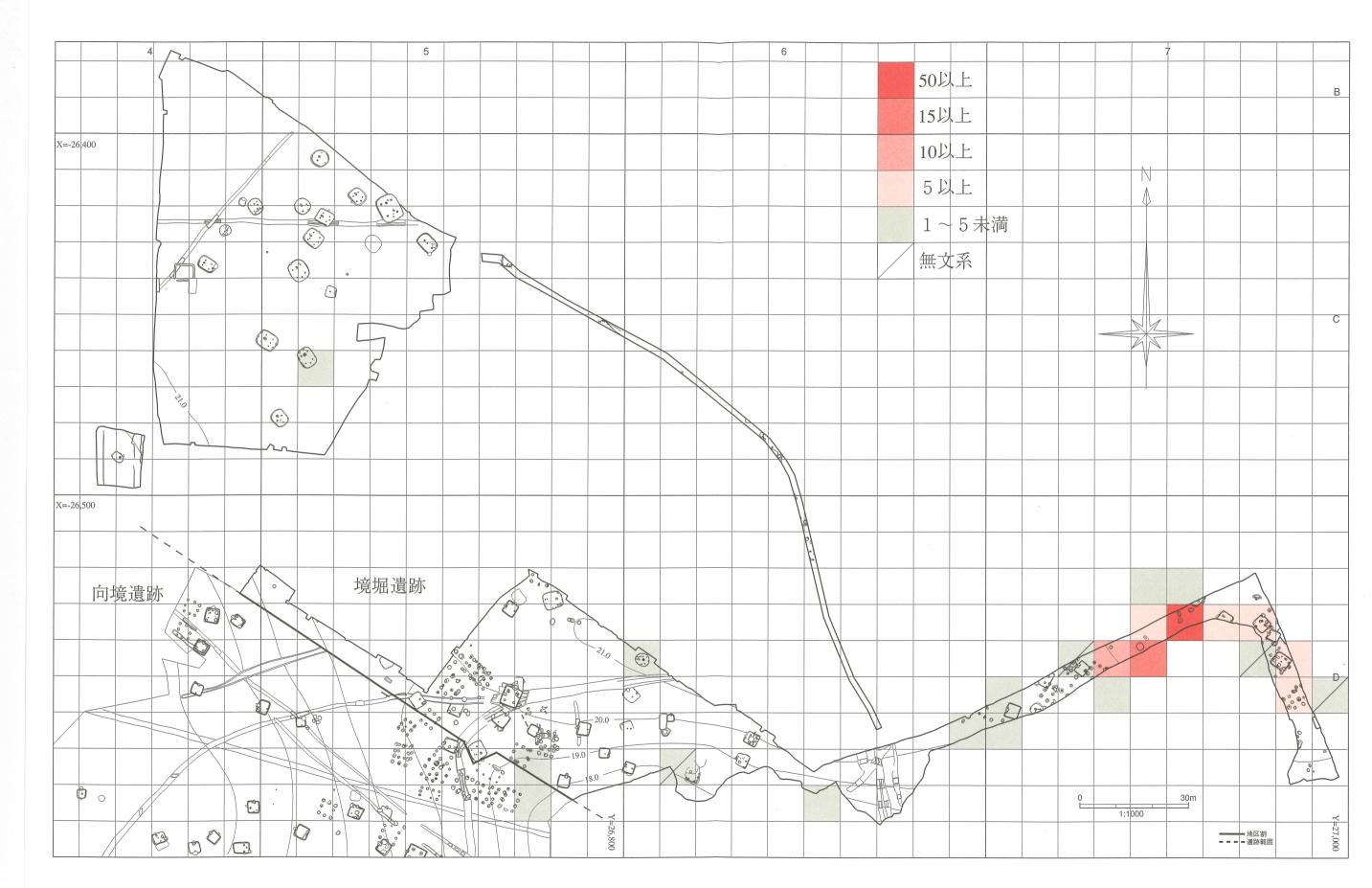


図2-1-19 境堀遺跡遺物包含層図(撚糸文系土器)

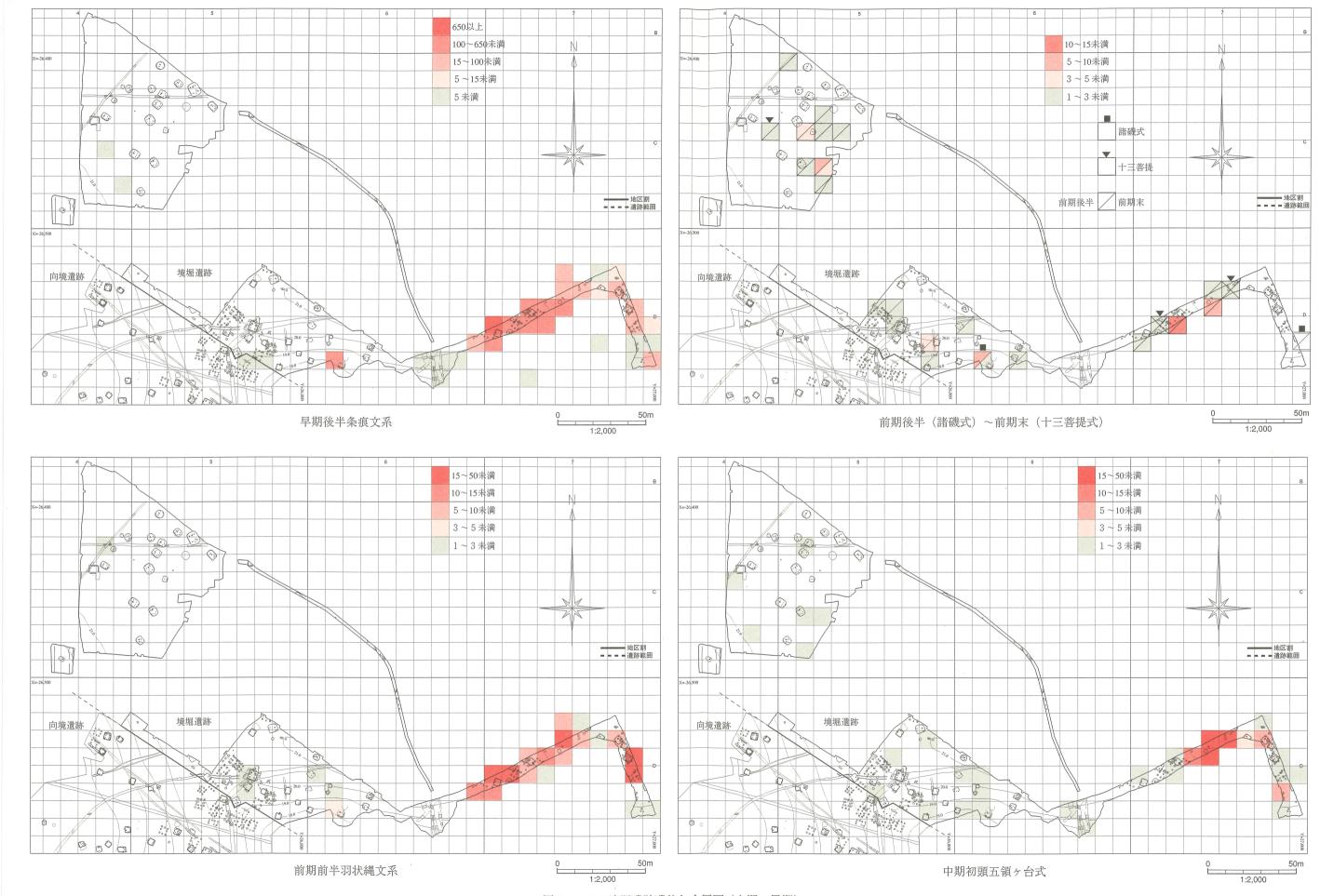


図2-1-25 境堀遺跡遺物包含層図(中期~早期)

キザミを施している。

p種 刺突により山形文を描くもの(図2-1-28-62・63)

これらは、刺突という施文方法と、山形文という描出した意匠における共通項による括りであって、使用原体は異なっている。62は「2連式竹管 | を用い、63は多裁竹管である。

q種 ナゾリにより意匠を描き、円形竹管による刺突を施すもの(図2-1-28-64)

本種はナゾリにより楕円形の意匠を描いており、アクセント的に円形竹管による刺突を、観察の限りでは3個所ばかり施文している。

r 種 多条化沈線を文様描線とするもの(図2-1-28-65・66)

65は3本1組を描線としており、起点及び交点には円形刺突及び貝殻殻頂部圧痕を施している。意匠自体は菱形状あるいはタスキ掛け状文か。66は2本を束ねた竹管の裏面を用いており、やや斜方向気味の平行沈線を引いている。くびれ部に近い起点には、貝殻殻頂部圧痕を施すものである。

s 種 貝殻殻頂部圧痕のみを施すもの(図2-1-28-67・68)

67の原体はハイガイの殻頂部で、山形を意識した圧痕が見られ、部分的にナゾリが認められる。68はわずかながら刺突文が見られるため、本種からは逸脱するかも知れない。ともにくびれ部付近の破片であって、屈曲部にはキザミを施している。

t 種 表裏に条痕を施した粗製土器(図2-1-28-69~91)

これは、**t イ種** くびれを有するもの(図2-1-28-69~70)

t 口種 くびれのないもの (図2-1-28-71~85)

に分けられる。69は平縁で、口唇部形態は角頭状を呈し、1段くびれを有するもの。外面はヨコ方向を主とする貝殻条痕、内面は口縁~胴上半ではヨコ、胴中位以下はナナメ方向(右下がり)を主とする貝殻条痕を施す。70は頸部が短く、やや内傾気味に立ち上がり、口縁は緩い小波状となる可能性がある。口唇部形態は円頭状を呈し、キザミを施す。内外面ともヨコ方向を主とする貝殻条痕を施す。

71~79は平縁で、かつ口唇上にキザミを有するものを集めた。

ただし、口唇部形態は様々で、内削ぎ状を呈するものが中心となるが、72・76のような「ひだ状」を呈するものを含めている。器面調整は、内外面ともヨコ方向を主とする貝殻条痕を施すものが目立つ。ただし、厳密に見れば、内外面とも広葉樹の木端などを原体として用いた条痕を施すもの(71・75)、外面がナナメ方向(右下がり)を主とする貝殻条痕のもの(72)、内面がナナメ方向(右下がり)を主とする貝殻条痕のもの(77・78)、などのヴァリエーションが認められる。

80~84は平縁で、かつ口唇上にキザミを施さないものを集めた。

口唇部形態は内削ぎ状を呈するものが中心となるが、角頭気味のもの(80・83)を含めている。器面調整は様々で、内外面ともヨコ方向を主とする貝殻条痕を施すもの(80)、外面がナナメ方向(右下がり)の貝殻条痕のもの(81)、外面を主にナナメ→ヨコ方向の貝殻条痕のもの(82)、内外面ともナナメ方向を主とする貝殻条痕のもの(83・84)などのヴァリエーションが認められる。

85~90は胴部片を集めた。この中には、精製土器の胴部が含まれている可能性があるが、本種として 記述することにする。

85は頸部と接するくびれ部付近の破片である。このことにより、精製土器ないしは t イ種の胴部に相当することがわかる。外面はヨコ方向の貝殻条痕、内面はナデを施している。

91は底部片である。やや上げ底気味の平底で、端部は少しだけ外側に張り出す。器面調整として、内外面及び底部外面に貝殻条痕を施す。この属性だけでは、精製土器のものであるか否かは判断できないため、不明としておきたい。

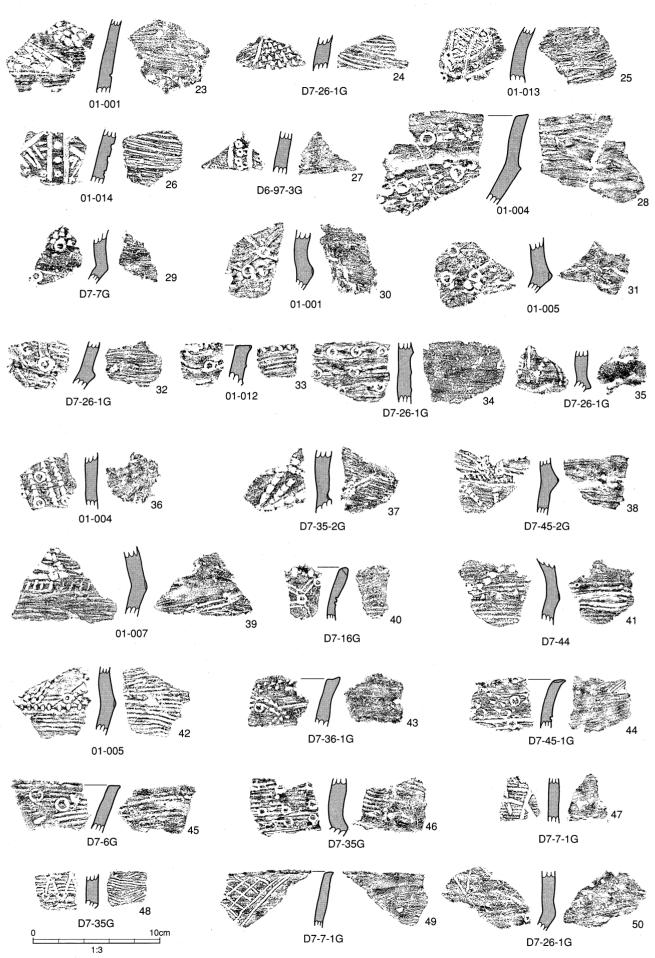


図 2-1-27 縄文時代早期後半条痕文土器 (2)

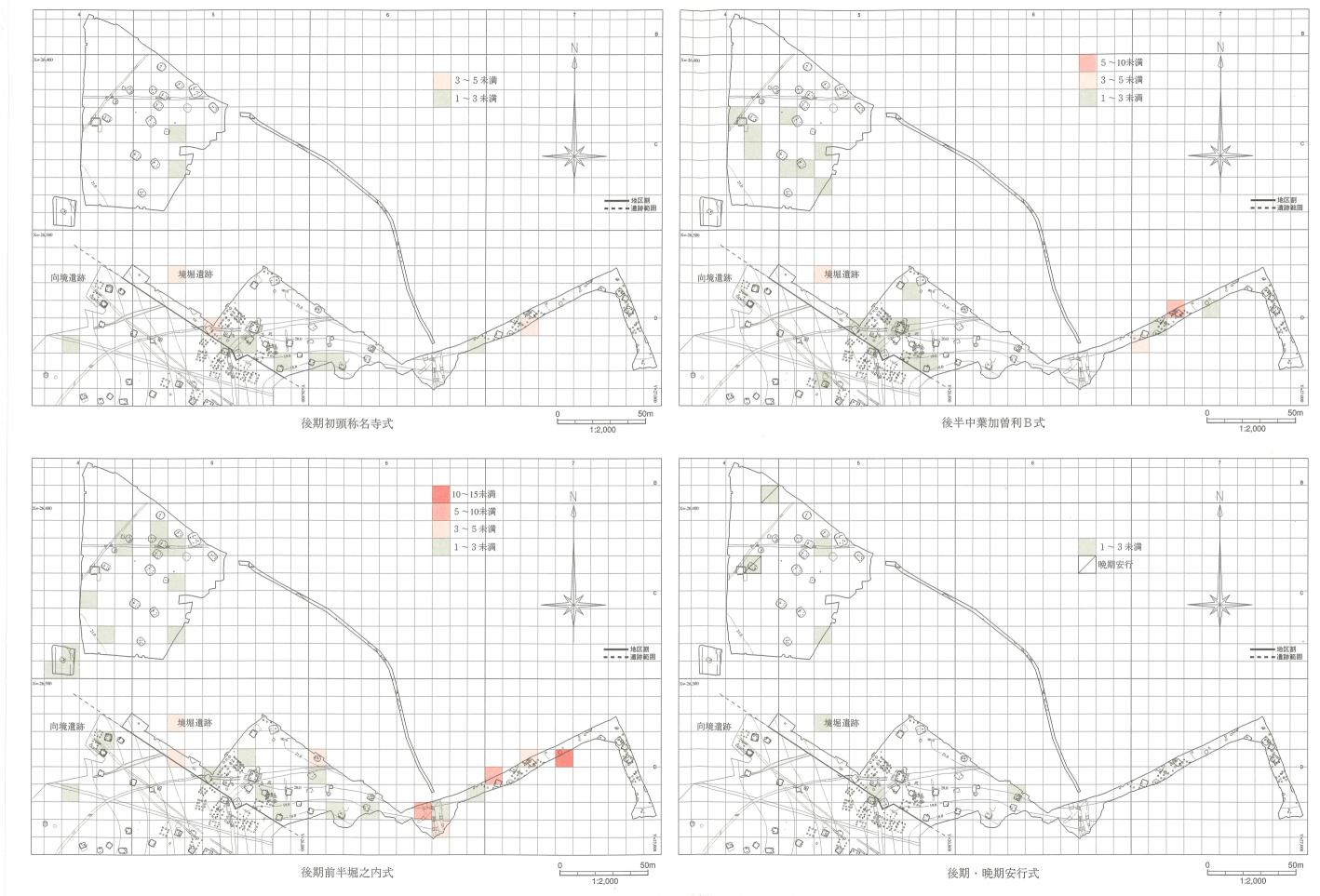


図2-1-41 境堀遺跡遺物包含層図(後期~晩期)

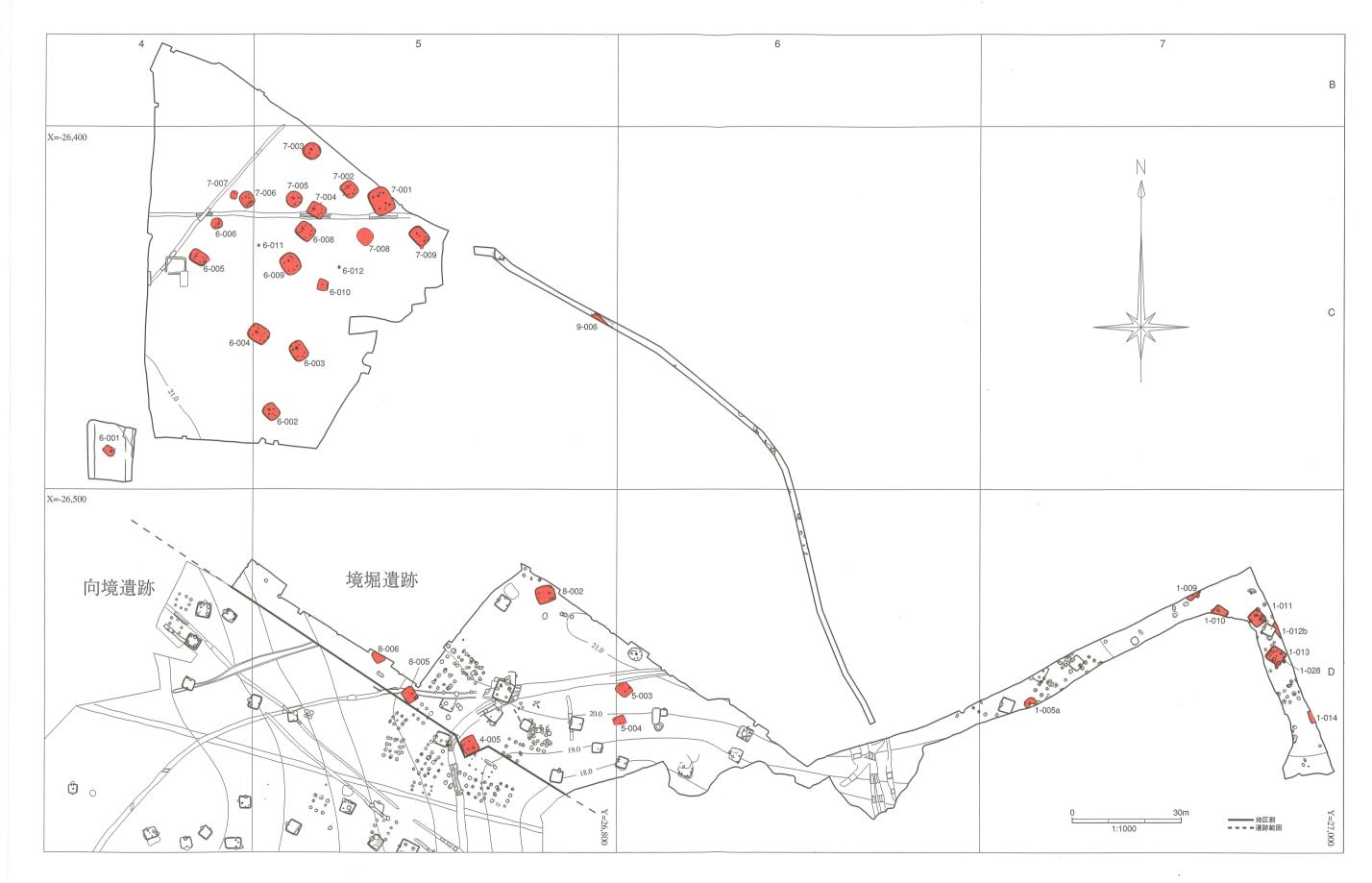


図2-2-3 境堀遺跡 弥生・古墳時代遺構配置図